

特定(介護予防)福祉用具販売重要事項説明書

エス・エスホームケア 福祉用具事業部は、特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、厚生労働省令37号第8条に基づいて、次のとおり重要事項を説明し、実際の福祉用具の取り扱いについては、取扱説明書に基づき実使用で説明します。

1. 当社の概要

事業所名	エス・エスホームケア 福祉用具事業部
所在地	相模原市南区相模大野5-10-22 2階
介護保険指定番号	特定(介護予防)福祉用具販売 1472611076
代表者及び管理者	代表者 蛭谷康一 ・管理者 宮川和也
連絡先	TEL 042(743)0594 代表
サービス提供地域	相模原市南区・相模原市中央区・相模原市緑区(津久井町・相模湖町・藤野町を除く)・町田市・座間市
併設サービス	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、通所介護、通所介護相当サービス、訪問介護、訪問介護相当サービス、居宅介護支援、短期集中予防サービス(日常生活支援総合事業)

2. 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	管理者 1名
専門相談員	専門相談員 2名以上

3. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8:30～午後5:30
休日	日曜・祝日・年末年始

4. 運営の方針

(1) サービスの内容

- ①「特定(介護予防)福祉用具販売」は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が 定めた種目(腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品、単点杖(松葉杖除く)、多点杖、歩行器(キャスター付き除く)、固定用スロープ)の用具を販売する介護保険上のサービスです。
- ②事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。

(2) 故障・事故等緊急時の対応

- ①事業者は、利用者に対する特定(介護予防)福祉用具販売により事故が発生した場合には、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ②事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
- ③事業者は事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発防止に努めるものとします。

5. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

エス・エスホームケア	電話番号	042(743)0594
福祉用具事業部	FAX番号	042(743)3175
担当者:	対応時間	月～土 8:30～17:30

(2) 市町村介護保険相談窓口においても、苦情申出等ができます。

- ・相模原市役所 福祉基盤課 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042(769)9226
- ・座間市役所 介護保険課 座間市緑ヶ丘1-1-1 電話 046(255)1111 (代)
- ・町田市役所 介護保険課 町田市森野2-2-22 電話 042(722)3111 (代)
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 電話 045(329)3445 (代)
- ・東京都国民健康保険団体連合会 電話 03(6238)0011 (代)

6. ご利用のサービス種目

- 腰掛便座 入浴補助用具 移動用リフトのつり具部分 排泄予測支援機器
簡易浴槽 特殊尿器 自動排泄処理装置の交換可能部品
単点杖(松葉杖は除く) 多点杖 歩行器(キャスター付きは除く) 固定用スロープ

7.虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知(1年に1回以上)
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- (4) 虐待防止に関する責任者の選定 虐待防止に関する責任者 福祉用具事業部 管理者 宮川 和也

8.身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知(1年に1回以上)
イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)

9.ハラスメントについて

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった従業者の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づきサービスの提供を停止させて頂く場合があります。
ア 性的な話をする、必要もなく身体を触る等のセクシャルハラスメント行為
イ 特定の従業者に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
ウ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
エ 長時間の電話、従業者や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

10.福祉用具の貸与と販売の選択制について

- (1) 事業者は専門職からの意見をもとに対象福祉用具の貸与もしくは販売の選択が可能である事を利用者に情報提供するものとします。
- (2) 事業者は選択制対象福祉用具の平均利用日数を提示し貸与・販売どちらが適しているかの説明を行った上で協議します(約款参照)

11.その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

- (1) 事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。
ア 採用時研修 採用3ヶ月以内
イ 基礎研修 年1回
ウ 随時研修 概ね月1回以上
- (2) 事業所の従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得おくものとする。
- (5) 第三者評価の実施状況について、当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。
- (6) この重要事項説明書に定める事項のほか、運営に必要な事項は、エス・エスホームケア株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

当事業者は、契約者に対する特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、契約者または代理人に対し、重要事項説明書・別添約款に基づいて、重要事項を説明し、また、商品の取り扱いについては、注意事項について十分説明し、取扱説明書に基づいた実使用での説明を行いました。

福祉用具専門相談員

私は特定福祉用具の購入にあたり、上記のとおり重要事項・別添約款並びに商品の取り扱いについて、説明を受けました。

契約者の住所

契約者の氏名

※利用者に判断能力等がない場合、代理人との契約が求められます。

代理人の住所

代理人の氏名

個人情報使用同意書

私の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

使用する目的・範囲

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員、介護保険事業者、医療機関との連絡調整等において必要な場合。
納品、引上時の配送委託業者やメーカーとの連絡調整等において必要な場合。
介護保険上必要書類、介護保険に関連した情報提供書類を送付する場合。

使用にあたっての条件

- 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- 個人情報を使用した会議等を記録しておくこと。
- 利用者の要請に応じて記録を閲覧させ、又はその複写物を交付すること。

令和 年 月 日

エス・エスホームケア 福祉用具事業部 御中

《利用者》

住所

氏名

《家族》

氏名

続柄